②　親会社がその営業の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社

④　既存の業者が他の業者から営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた業者

⑤　営業の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

⑸　次の各号に掲げる場合の建設工事の申請については、持参、郵送又は電子メール（定期審査にあっては、郵送又は電子メール）に限るものとする。

①　申請者が経常建設共同企業体である場合

②　申請者が事業協同組合である場合において、総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望するとき

③　申請者が協業組合・企業組合である場合において３⑵の（建設工事に係る添付書類）の⑤及び⑥に掲げる書類を提出するとき

④　申請者が⑷に掲げる合併等により新たに設立された会社等で、新たに申請を行う場合（合併等の後、既に再決定を受けている場合は除く。）

⑤　申請者が会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けたものである場合において、⑶に掲げる再度の決定を受けていないとき。

⑥　申請者がグループ経営事項審査又は持株会社化経営事項審査を受けている場合

⑹　次に掲げる場合の測量・調査及び建設コンサルタント等業務の申請については、持参、郵送又は電子メール（定期審査にあっては、郵送又は電子メール）に限るものとする。

申請者が会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた者である場合において、⑶に掲げる再度の決定を受けていないとき。

⑺　令和６年能登半島地震に係る一般競争（指名競争）参加資格審査の特例　能登半島地震の影響を受けた建設業者（令和６年能登半島地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第２条第１項に規定する災害発生市町村の区域（石川県の区域に限る。）内に主たる営業所を置く建設業者であって、事業年度が令和５年10月29日から令和６年８月30日までの間に終了するもの）について、令和６年９月１日から令和７年３月31日までの間における４（建設工事）⑤の規定の適用については、４（建設工事）⑤中「令和５年６月16日以降」及び「一般競争（指名競争）参加資格審査の申請をする日の１年７月前の日より後」とあるのは、「令和４年10月29日以降」とする。

別記１　本店所在地及び提出場所　［掲載順序　本店所在地　提出場所］

⑴　北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県　東北地方整備局総務部経理調達課（〒980―8602 宮城県仙台市青葉区本町３－３－１仙台合同庁舎Ｂ棟９階（電話022―716―0013）メールアドレス
pa.thr-tohokushikaku@ki.mlit.go.jp）

⑵　茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県　関東地方整備局総務部経理調達課（〒231―8436 神奈川県横浜市中区北仲通５－57横浜第２合同庁舎（電話045―211―7413）メールアドレス
pa.ktr-keichou@mlit.go.jp）

⑶　新潟県、富山県、石川県、長野県及び福井県　北陸地方整備局総務部経理調達課（〒950―8801 新潟県新潟市中央区美咲町１－１－１新潟美咲合同庁舎１号館（電話025―370―6650）メールアドレス
pa.hrr-hokurikushins@gxb.mlit.go.jp）

⑷　岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県　中部地方整備局総務部経理調達課（〒460―8517 愛知県名古屋市中区丸の内２－１－36ＮＵＰ・フジサワ丸の内ビル（電話052―209―6317）メールアドレス
pa.cbr-keiyakukanri@mlit.go.jp）

⑸　滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県　近畿地方整備局総務部経理調達課（〒650―0024 兵庫県神戸市中央区海岸通29番地神戸地方合同庁舎（電話078―391―7576）メールアドレス
pa.kkr-keiyakukanri@gxb.mlit.go.jp）

⑹　鳥取県、島根県、岡山県及び広島県並びに山口県（下関市を除く。）　中国地方整備局総務部経理調達課（〒730―0004 広島県広島市中区東白島町14―15ＮＴＴクレド白島ビル（電話082―511―3903）メールアドレス
pa.cgr-choutatsu@mlit.go.jp）

⑺　徳島県、香川県、愛媛県及び高知県　四国地方整備局総務部経理調達課（〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33高松サンポート合同庁舎（電話087―811―8304）メールアドレス
pa.skr-skkc-i88s3@ki.mlit.go.jp）

⑻　山口県（下関市に限る。）、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県　九州地方整備局総務部経理調達課（〒812―0013 福岡県福岡市博多区博多駅東２―10―７福岡第二合同庁舎（電話092―418―3345）メールアドレス
kyusyusikaku-s89kk@mlit.go.jp）

別記２　送付先

測量・建設コンサルタント等業務インターネット一元受付ヘルプデスク　〒104―0042 東京都中央区入船３－６―14オーク入船ビル６階　測量・建設コンサルタント等業務インターネット一元受付ヘルプデスクあて　電話03―5542―0355

## 競争参加者の資格に関する公示

令和７・８年度を有効期間とする防衛省所管の建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「建設工事等」という。）についての契約を締結する場合の一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

令和６年10月１日

防衛省整備計画局建設制度官　上谷　康晴

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　13

１　工事種別及び業種区分

⑴　工事種別　建設工事の工事種別は、建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第２項に規定する別表第１の上欄に掲げる29種類とする。

⑵　業種区分　測量・建設コンサルタント等業務は、次の①から③までに掲げるものとする。

①　測量

②　地質調査

③　コンサルタント

ア　土木

イ　建築

ウ　電気

エ　機械

オ　通信

カ　環境等

２　申請の時期及び場所

⑴　定期の一般競争（指名競争）参加資格（以下「競争参加資格」という。）の審査（以下「定期審査」という。）にあっては、インターネットの使用（郵送の原則廃止）による申請を受け付ける。

①　インターネットの使用による建設工事の申請者の場合は、令和６年12月２日から令和７年１月15日までの間に、次のホームページアドレスへのアクセスにより、申請用データを送信するものとする。ただし、８⑷に掲げる者は、郵送に限るものとする。
https://www.pqr.mlit.go.jp/

②　インターネットの使用による測量・建設コンサルタント等業務の申請者の場合は、令和６年12月２日から令和７年１月15日までの間に、次のホームページアドレスへのアクセスにより、申請用データを送信するものとする。ただし、８⑸に掲げる者は、郵送に限るものとする。
https://www.pqrc.mlit.go.jp

③　郵送（書留郵便に限る。以下同じ。）による場合は、令和６年12月２日から令和７年１月15日（当日必着）までの間に、下記の送付先に郵送するものとする。ただし、８⑷及び⑸に掲げる者に限るものとする。
送付先
防衛省整備計画局建設制度官
〒162―8801 東京都新宿区市谷本村町５－１　電話03―5366―3111（内線36444）

⑵　随時の競争参加資格の審査（以下「随時審査」という。）にあっては、令和７年４月１日以降随時に、申請者（申請者が経常建設共同企業体である場合においては、代表者。以下